

## 小美玉市地域包括支援センターの事業内容及び運営状況に関する情報の公表等について

令和7年8月1日現在

### 【事業所の概要】

名称（事業所番号）	小美玉市地域包括支援センター（0805600012）
所在地	小美玉市上玉里1122番地
職員の職種及び員数	管理者 1名 主任介護支援専門員／社会福祉士 1名 主任介護支援専門員（準ずる者） 1名 保健師1名 社会福祉士1名 事務職1名
営業日	月曜日～金曜日 ※土曜日、日曜日、国民の祝日、国民の休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）は休業とします。
営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで
担当する区域	小美玉市（小川・玉里地区）
電話番号	0299-58-1282
FAX	0299-58-6710

### 1 介護予防サービス計画の作成について

- ① 事業者は介護予防サービス・支援計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
  - ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
  - イ 利用する介護予防サービスの選択にあたっては、当該地域における介護予防サービス事業者等に関する複数の情報を利用者またはその家族に提供し、また選択の理由を説明します。
  - ウ 事業者は、利用者に対して介護予防サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
  - エ 事業者は、介護予防サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から専門的な見地からの情報を求めます。
  - オ 居宅介護支援事業所の介護支援専門員等が本業務を行う際には、常に身分証を携帯し、利用者または利用者の家族から提示を求められた時には、いつでも身分証を提示します。
  - カ 介護予防の効果を最大限に発揮できるよう、利用者の意欲を高め、利用者による主体的な取り組みを支援します。
  - キ 利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行うよう努めます。
- ② 事業者は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- ③ 事業者は、介護予防サービス・支援計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
  - ア 事業者は、利用者の介護予防サービス・支援計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく介護予防サービス・支援計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。

- イ 利用者は、事業者が作成した介護予防サービス・支援計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して介護予防サービス・支援計画の原案の再作成を依頼することができます。

## **2 介護予防ケアマネジメントの内容について**

利用者が、生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択し、できる限り自立した日常生活が送れるよう、介護予防ケアマネジメントを行います。ただし、利用するサービスの内容により、簡略化した介護予防ケアマネジメントを実施します。

- (1) 利用者の実態把握
- (2) 利用者への情報提供
- (3) 課題分析（アセスメント）
- (4) 介護予防サービス・支援計画原案の作成
- (5) 介護予防サービス・支援計画原案の確認
- (6) サービス担当者会議の開催
- (7) 介護予防サービス・支援計画原案の説明、同意の確保
- (8) 介護予防サービス・支援計画書の交付等
- (9) 介護予防サービスの提供に係る連絡調整等
- (10) 実施状況の把握（モニタリング）
- (11) 評価
- (12) 給付管理事務

## **3 サービス実施状況の把握、評価について**

- ① 事業者は、介護予防サービス・支援計画作成後も、利用者またはその家族、さらに介護予防サービス事業者等と継続的に連絡をとり、介護予防サービス・支援計画の実施状況の把握に努めるとともに、目標に沿ったサービスが提供されるよう指定介護予防サービス事業者等との調整を行います。
- ② 事業者は、介護予防サービス・支援計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ③ 事業者は、利用者が要介護状態となった場合には、利用者へ居宅サービス計画を作成する居宅介護支援事業所に関する情報を提供するとともに、利用者が選定した居宅介護支援事業者に対して、利用者の同意を得た上で、利用者に関する情報を提供します。

## **4 介護予防サービス・支援計画の変更について**

事業者が介護予防サービス・支援計画の変更の必要性を認めた場合、介護予防サービス・支援計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって介護予防サービス・支援計画の変更を、この介護予防支援業務・介護予防ケアマネジメント業務実施方法等の手順に従って実施します。

## **5 給付管理について**

事業者は、介護予防サービス・支援計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国保連合会を通じ、小美玉市に提出します。（市町村が実施する多様なサービスのみ利用した場合等、給付管理票は作成しません。）

## **6 要介護認定等の協力について**

- ① 事業者は、利用者の要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。

- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

## 7 料金について

事業者が行う介護予防支援および介護予防ケアマネジメントに対しては、利用者の負担はありません。

ただし、介護保険が適用される場合であっても、利用者の保険料滞納等により、法定代理受領ができない場合においては、いったん下記の1か月あたりの料金を利用者が支払ったうえで、サービス提供証明書を発行することになります。

※ サービス提供証明書を小美玉市の窓口に出すと払戻しされる場合があります。

初回の利用月	7, 420円（1か月あたり）
2ヶ月目以降	4, 420円（1か月あたり）
委託連携加算	3, 000円（連携時のみ）

上記金額は、法改正等により変更となる場合があります。

## 8 苦情の受付について

- (1) 当該事業所における苦情の受付

ア 苦情受付窓口

小美玉市地域包括支援センター

住所 〒311-3436 小美玉市上玉里1122番地（小美玉市福祉事務所内）

電話 0299-58-1282

イ 受付時間

月曜日～金曜日 午前9時から午後5時まで

※ ただし、国民の祝日、国民の休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）は除く。

- (2) その他の苦情受付機関

◎ 小美玉市介護福祉課

住所 小美玉市上玉里1122番地（小美玉市福祉事務所内）

電話 0299-48-1111（代）

◎ 茨城県国民健康保険団体連合会

住所 茨城県水戸市笠原町978番26（茨城県市町村会館内）

電話 029-301-1567

◎ 茨城県保健医療部健康推進課 地域包括ケア推進室

住所 茨城県水戸市笠原町978番6

電話 029-301-3332